証券コード　3997
2022年３月11日

株　主　各　位

東京都千代田区神田神保町一丁目105番地
株式会社トレードワークス
代表取締役社長　浅　見　勝　弘

第24期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。
　さて、当社第24期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申しあげます。
**　なお、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、当日のご来場は極力お控えいただき、書面またはインターネット等により事前に議決権をご行使くださいますようお願い申しあげます。**
**　お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2022年３月29日（火曜日）午後５時30分までに議決権をご行使くださいますようお願い申しあげます。**

敬　具

記

１．日　　時　2022年３月30日（水曜日）午前10時
２．場　　所　東京都新宿区市谷八幡町８番地ＴＫＰ市ヶ谷ビル
ＴＫＰ市ヶ谷カンファレンスセンター　９階　「バンケットホール９Ａ」
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
３．目的事項
報告事項　第24期（2021年１月１日から2021年12月31日まで）事業報告及び計算書類報告の件
決議事項
第1号議案　剰余金の処分の件
第2号議案　定款一部変更の件
第3号議案　取締役２名選任の件
第4号議案　補欠監査役１名選任の件

以　上

　当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
　新型コロナウイルス感染症の今後の状況により、本定時株主総会の運営等に変更が生じる場合はインターネット上の当社ウェブサイト（アドレス　https://www.tworks.co.jp/）にてお知らせいたします。
　株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（アドレス　https://www.tworks.co.jp/）に掲載させていただきます。

議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。
後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使してくださいますようお願い申しあげます。
議決権を行使する方法は、以下の３つの方法がございます。



株主総会にご出席される場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日　時

2022年3月30日（水曜日）
午前10時（受付開始：午前9時）



書面（郵送）で議決権を行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2022年3月29日（火曜日）
午後5時30分到着分まで



インターネット等で議決権を行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2022年3月29日（火曜日）
午後5時30分入力完了分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

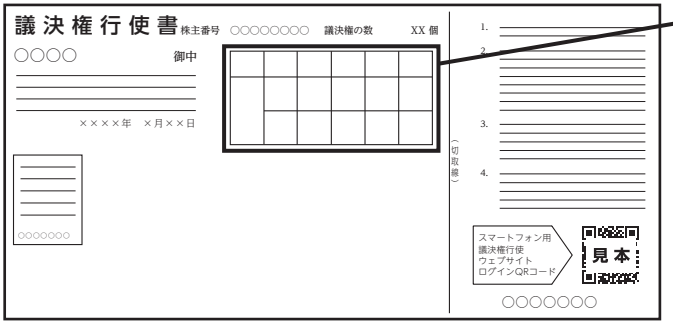

※議決権行使書はイメージです。

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第3号議案

- **全員賛成の場合** ≫ **「賛」の欄に○印**
- **全員反対する場合** ≫ **「否」の欄に○印**
- **一部の候補者を反対する場合** ≫ **「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。**

第1号・第2号・第4号議案

- **賛成の場合** ≫ **「賛」の欄に○印**
- **反対する場合** ≫ **「否」の欄に○印**

書面（郵送）及びインターネット等の両方で議決権行使をされた場合は、インターネット等による議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法「スマート行使」

議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。

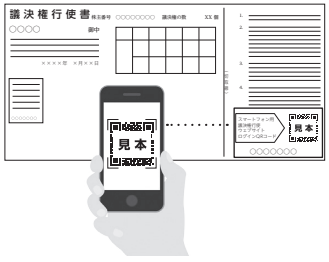

※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は１回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト　**https://www.web54.net**

1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「初期パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行　証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：**0120－652－031**（フリーダイヤル）
（受付時間　9：00～21：00）

（提供書面）

事　業　報　告

（2021年１月１日から
2021年12月31日まで）

１．会社の現況

⑴　当事業年度の事業の状況

①　事業の経過及び成果

当事業年度における世界経済は、新型コロナウイルス感染症の全世界的感染再拡大の影響が長期化しております。各国においては、ワクチン接種を積極的に進めているものの、変異株による感染拡大が猛威を振るっており、いまだ厳しい状況が続いております。日本経済においては、コロナ禍での経済活動回復に向けた取組に加え、継続的な財政・金融政策の下支えにより、持ち直しの動きが加速することが期待されますが、海外における新たなる変異株により感染再拡大が懸念されております。ワクチン接種の進行により経済の回復が期待されるものの、原材料価格高騰、世界的な半導体不足、中国経済の成長鈍化などのリスクも顕在化しており、依然として予断を許さない状況が続いております。

当社の属する情報サービス産業界においては、デジタル技術を活用したビジネスプロセスやビジネスモデルの変革を行うDX（デジタルトランスフォーメーション）を中心に企業の投資意欲が回復基調にあり、特に「非接触」や「非対面」を実現するデジタル化のニーズは一段と高まっております。その一方で、一部の業種・企業では新型コロナウイルス感染症の長期化によりIT投資の抑制や先送りの動きが続いており、企業の投資計画の見直しについて注視していく必要があります。

このような環境の下、当社の基盤事業であるインターネット証券取引システムを中心に、新型コロナウイルス感染症やDXで加速する働き方改革等で需要の高まる分野に対して、積極的な経営資源の投入や新サービスに取り組んでまいりました。また、システム構築分野の業務系システム開発におきましては、コロナ禍の影響により先行き不透明な景気感の中でも、ECサイトの構築需要が活発なネットビジネス分野、コンシューマービジネスを手掛けるお客様を中心とした基幹システムの構築に取り組んでおり、多様化するお客様ニーズに対応するために当社の技術力で最適なソリューションを提供してまいりました。

以上の結果、当事業年度の売上高は2,553,687千円（前事業年度比21.0％増）、営業利益は287,909千円（同168.4％増）、経常利益は289,197千円（同167.8％増）、当期純利益は189,965千円（同159.1％増）となりました。

なお、当社は証券システム開発事業及びこれらの付帯業務の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しておりますが、各事業区分別の状況は以下のとおりであります。

（金融ソリューション事業）

金融ソリューション事業におきましては、基盤事業であります証券会社向けソフトウエア開発、データセンターにおけるインフラ設備の更改等は順調に推移し、また新規顧客へのクラウドサービスの提供も寄与したことにより、売上高は2,377,541千円（前事業年度比23.2％増）となりました。

（FXシステム事業）

FXシステム事業におきましては、当事業の主力であります「TRAdING STUDIO」においては、FX為替市場分析システムである「シグナルマップ」の機能を搭載した新しいサービス提供の開始が遅れたことにより、売上高は151,250千円（前事業年度比5.9％減）となりました。

（セキュリティ診断事業）

多くの企業がコロナ禍における急激な働き方の変化にあわせたセキュリティ対策の見直しにより、セキュリティ診断事業の脆弱性診断サービスでは、より精度の高い手動診断サービスが増加した結果、売上高は24,895千円（前事業年度比27.5％増）となりました。

事業区分別売上高

事業区分	第23期（2020年12月期）（前事業年度）		第24期（2021年12月期）（当事業年度）		前事業年度比増減	
	金額（千円）	構成比（%）	金額（千円）	構成比（%）	金額（千円）	増減率（%）
金融ソリューション事業	1,930,438	91.5	2,377,541	93.1	447,103	23.2
FXシステム事業	160,650	7.6	151,250	5.9	△9,400	△5.9
セキュリティ診断事業	19,531	0.9	24,895	1.0	5,363	27.5
合計	2,110,619	100.0	2,553,687	100.0	443,067	21.0

② 設備投資の状況

当事業年度中に重要な設備投資は行っておりません。

③ 資金調達の状況

当事業年度において、資金調達は行っておりません。

④　事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況
該当事項はありません。

⑤　他の会社の事業の譲受けの状況
該当事項はありません。

⑥　吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況
該当事項はありません。

⑦　他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況
該当事項はありません。

(2)　直前３事業年度の財産及び損益の状況

区　　分	第 21 期 (2018年12月期)	第 22 期 (2019年12月期)	第 23 期 (2020年12月期)	第 24 期 (当事業年度) (2021年12月期)
売　上　高(千円)	2,011,735	1,989,161	2,110,619	2,553,687
経　常　利　益(千円)	509,695	125,882	107,986	289,197
当　期　純　利　益(千円)	362,693	89,387	73,311	189,965
１株当たり当期純利益　(円)	114.98	27.38	22.12	56.34
総　資　産(千円)	1,723,932	1,748,338	1,807,987	2,098,897
純　資　産(千円)	1,373,388	1,466,073	1,529,449	1,706,115
１株当たり純資産　(円)	435.39	443.60	454.86	497.28

(注)　１．１株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、１株当たり純資産は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。
２．2018年４月１日付で普通株式１株につき３株の割合で株式分割を行っております。第21期(2018年12月期)の期首に当該株式分割が行われたものと仮定して１株当たり当期純利益及び１株当たり純資産を算定しております。

⑶ 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

該当事項はありません。

⑷ 対処すべき課題

当社は1991年の創業以来、「情報通信技術で社会に貢献及およびお客様の繁栄に寄与し、最も信頼されるパートナー」であることを目指して品質向上と技術革新に努めてまいりました。

その上で、環境や需要の変化を捉えながら、高品質で高付加価値な製品・サービスをお客様に提供することが経営の基本方針を具現化するための施策のひとつであるとともに大切な理念でもあります。

当社は、これからの激しい環境の変化にも臆せず新しい取り組みにチャレンジし、今後更なる発展を遂げるために、2022年12月期から2026年12月期までの中期経営計画に取り組んでまいります。

当社は、この中期経営計画の達成に向けて全社一丸となって邁進するとともに、お客様の目線に立った製品開発と品質の更なる改善を行い、証券システム開発ベンダーとしての地位確立に努めてまいります。

① 技術革新への対応

当社を取り巻く情報サービス業界において、最新技術に対応することは常に重要な課題となります。スマートフォンやタブレットの普及はインターネットの利用をより身近なものとしましたが、同時にシステムの利用環境を多様化させました。当社といたしましても、それらスマートデバイスに最適な技術を追求し、顧客ニーズを満たす製品を提供してまいります。また、システム提供形態も、SaaSに代表されるクラウドを活用した「サービス提供型」に変化しつつありますので、クラウド化に対応したITテクノロジーの研究開発にも取り組んでまいります。

これらの技術力を基礎とした新たなソリューションを開発・提案することで当社の競争力を高め、新たな収益源の獲得に取り組んでまいります。

② 新たな柱となる事業の創出と育成

金融ソリューション事業と共に当社事業の両輪を担い、当社の更なる成長の原動力となる新たな柱となる事業創出に注力し、事業機会を探索してまいります。さらに新規事業を育成し、より飛躍させるための仕組みづくりに努めてまいります。

③ 環境変化に対応するための強い人材と組織づくり

技術革新がもたらす様々な環境変化の潮流は、当社を取り巻く情報サービス業界においても顕著であります。これらの環境変化に対応するためには、「各個人が自ら学び考え、これまでの考えに捉われない視点を持って取り組む、そして新しい課題にも積極的にチャレンジしお客様の視点に立って、常にお客様に満足していただけるサービスを提供していくために、既存技術の強化と並行して、新技術にも積極的にチャレンジしていく」という創新の考えのもと行動し、迅速に対応することが重要となります。

④ コーポレート・ガバナンスの強化

当社はコンプライアンスを遵守し、外部報告の信頼性を確保する内部統制システムを構築・運用することが、ステークホルダーに対する社会的責任を果たしていくことだと考えております。また、当社の企業価値を向上していくためには、経営の効率性を追求し、事業活動より生じるリスクをコントロールすることが必要であると考えております。当社はこれらの考えを実現させるために必要不可欠なコーポレート・ガバナンスの強化を今後も図ってまいります。

なお、新型コロナウイルス感染症の影響において、経済動向の見極めが今なお難しい状況となっております。当社におきましても、今後の情勢次第で事業活動に影響が生じることを懸念しており、市場や顧客動向を注視し、適切に対処してまいります。

⑸ **主要な事業内容**（2021年12月31日現在）

事業区分	事業内容
金融ソリューション事業	証券会社や金融情報システムサービス会社向けのシステムの開発・保守・運用を行っております。
FXシステム事業	主にFX会社向けのシステムの開発・保守・運用を行っております。
セキュリティ診断事業	ソフトウエアやネットワークの脆弱性による個人情報等の重要情報の漏洩や第三者からのシステムへの不正侵入・不正操作の危険性を診断するサービスを提供しております。

⑹ **主要な事業所**（2021年12月31日現在）

本社	東京都千代田区神田神保町
神保町オフィス	東京都千代田区神田神保町

⑺ **使用人の状況**（2021年12月31日現在）

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
105名（2名）	12名増（－）	38.6歳	6.5年

（注）使用人数は就業人員であり、臨時雇用者数は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

⑻ **主要な借入先の状況**（2021年12月31日現在）

該当事項はありません。

⑼ **その他会社の現況に関する重要な事項**

該当事項はありません。

2．株式の状況（2021年12月31日現在）

⑴　発行可能株式総数　　9,840,000株

⑵　発行済株式の総数　　3,431,100株

（注）新株予約権の行使により、発行済株式の総数は68,400株増加しております。

⑶　株主数　　2,058名

⑷　大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
浅見勝弘	1,137,800株	33.16%
auカブコム証券株式会社	180,100	5.25
スペース・ソルバ株式会社	165,000	4.81
株式会社ミンカブ・ジ・インフォノイド	162,000	4.72
三木証券株式会社	150,000	4.37
大野寿美	149,300	4.35
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	49,300	1.44
楽天証券株式会社	47,800	1.39
関矢智彦	43,500	1.27
上田八木短資株式会社	35,400	1.03

（注）持株比率は自己株式（226株）を控除して計算しております。

3．新株予約権等の状況

(1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

	第1回新株予約権
発行決議日	2016年12月15日
新株予約権の数	57個
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式　17,100株 (新株予約権1個につき300株)
新株予約権の払込金額	新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権1個当たり　38,100円 (1株当たり　127円)
権利行使期間	2018年12月28日から 2025年12月27日まで
行使の条件	(注) 3

(注) 1．社外取締役及び監査役には、新株予約権を付与しておりません。

2．2017年8月3日付で普通株式1株につき100株の割合で、2018年4月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」が調整されております。

3．行使の条件は以下のとおりです。

①新株予約権は、発行時に割り当てを受けた新株予約権者において、これを行使することができる。

②新株予約権発行時において当社の取締役又は従業員であったものは、新株予約権の行使時においても、当社、当社子会社又は関係会社の取締役、監査役又は従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合として当社の取締役会が認めた場合はこの限りではない。

③新株予約権者が死亡した場合、その相続人は新株予約権を相続しない。

④当社普通株式が国内の金融商品取引所に上場するまでは行使できない。

⑤その他の権利行使条件は、新株予約権発行の取締役会決議により決定するものとする。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

4．会社役員の状況

⑴　取締役及び監査役の状況（2021年12月31日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	浅見　勝弘	
取締役	徳島　直哉	金融ソリューション事業部長
取締役	安藤　千年	管理本部長
取締役	加藤　雅也	金融ソリューション事業副部長
取締役	梅原　久和	梅原久和税理士事務所代表
取締役	引間　多美	引間司法書士事務所所長 株式会社ミクリード社外監査役
常勤監査役	森山　武彦	
監査役	高橋　雅之	高橋雅之税理士事務所代表
監査役	松島　秀也	

（注）１．当事業年度中の監査役の異動は次のとおりであります。
①2021年３月26日開催の第23期定時株主総会終結の時をもって、監査役中川秀夫氏は任期満了により退任いたしました。
②2021年３月26日開催の第23期定時株主総会において、松島秀也氏は新たに監査役に選任され就任いたしました。
２．取締役の梅原久和氏及び引間多美氏は、社外取締役であります。
３．常勤監査役の森山武彦氏、監査役の高橋雅之氏及び松島秀也氏は、社外監査役であります。
４．常勤監査役の森山武彦氏、監査役の高橋雅之氏及び松島秀也氏は、以下のとおり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
・常勤監査役の森山武彦氏は、長年にわたり金融機関及び事業会社に在籍し、経理・財務業務に携わってきた経験があります。
・監査役の高橋雅之氏は、税理士の資格を有しております。
・監査役の松島秀也氏は、長年にわたり事業会社に在籍し、財務業務に携わってきた経験があります。
５．当社は、社外取締役の梅原久和氏及び引間多美氏、社外監査役の森山武彦氏、高橋雅之氏及び松島秀也氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

⑵　責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。

⑶　取締役及び監査役の報酬等

①　取締役の報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年２月19日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることを確認し、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

１．基本方針

当社の取締役の報酬に関する基本方針は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして機能させることを目的として決定されるものとする。

なお、取締役の報酬は、2007年３月23日開催の第９期定時株主総会において決議された総額（年額１億円）の範囲内において決定するものとする。

２．基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針(報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む)

当社の取締役の基本報酬は月例の固定報酬とし、当社の業績や経営内容、社会情勢、各役割に応じた貢献度合い、在任年数のほか他社水準等を考慮しながら総合的に勘案して決定し、支払うこととする。

３．業績連動報酬等ならびに非金銭報酬等の内容および額または数の算定方法の決定に関する方針(報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。)

該当事項はありません。

４．金銭報酬の額、業績連動報酬等の額または非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

該当事項はありません。

5．取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については、取締役会決議にもとづき、代表取締役社長である浅見勝弘がその具体的内容について委任を受けるものとする。なお、その権限の内容は各取締役の基本報酬の額とする。

6．その他個人別の報酬等についての決定に関する重要な事項

該当事項はありません。

② 当事業年度に係る報酬等の総額

区　　分	員　　数	報　酬　等　の　額
取締役 （うち社外取締役）	6名 (2)	74,589千円 (4,680)
監査役 （うち社外監査役）	4 (4)	11,255 (11,255)
合計 （うち社外役員）	10 (6)	85,844 (15,935)

（注）1．上表には、2021年３月26日開催の第23期定時株主総会終結の時をもって退任した監査役１名を含んでおります。

2．使用人兼務取締役の使用人分給与は支給しておりません。

3．取締役の報酬限度額は、2007年３月23日開催の第９期定時株主総会において、年額100百万円以内と決議いただいております。

4．監査役の報酬限度額は、2017年３月28日開催の第19期定時株主総会において、年額20百万円以内と決議いただいております。

③ 社外役員が親会社等から受けた役員報酬等の総額

該当事項はありません。

⑷ 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

・取締役梅原久和氏は、梅原久和税理士事務所代表であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

・取締役引間多美氏は、引間司法書士事務所所長及び株式会社ミクリードの社外監査役であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。

・監査役高橋雅之氏は、高橋雅之税理士事務所代表であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

	出席状況及び発言状況
取締役 梅原久和	当事業年度に開催された取締役会20回の全てに出席いたしました。出席した取締役会において、税理士としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、経営全般の観点から適宜発言を行っております。
取締役 引間多美	当事業年度に開催された取締役会20回の全てに出席いたしました。出席した取締役会において、司法書士としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。
監査役 森山武彦	当事業年度に開催された取締役会20回の全て、監査役会22回の全てに出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、金融機関及び事業会社での業務経験及び監査役の経験に基づき、適宜発言を行っております。
監査役 高橋雅之	当事業年度に開催された取締役会20回の全て、監査役会22回の全てに出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、主に財務・会計等に関し、税理士としての専門的見地から適宜発言を行っております。
監査役 松島秀也	2021年3月26日就任以降、当事業年度に開催された取締役会16回の全て、監査役会18回の全てに出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、主に財務・法務等に関する経験に基づき、適宜発言を行っております。

5．会計監査人の状況

⑴　名称　　監査法人シドー

⑵　報酬等の額

	報　酬　等　の　額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	18,000千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	18,000千円

（注）1．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2．監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

⑶　会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

⑷　責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人監査法人シドーは、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。

6．業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

⑴　業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

①　取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、取締役及び使用人が法令・定款を遵守し、高い企業倫理に基づいた職務の執行をするため、採るべき行動の規範を示した「コンプライアンス規程」を制定し、コンプライアンス委員会においてコンプライアンスの状況を適宜チェックするとともに、代表取締役社長を中心として繰り返し伝え、その遵守の重要性を周知徹底する。並びに、法令・定款等に違反する行為等に関する通報に対して適切な処理を行うための体制として、「内部通報規程」に基づき、内部通報制度を設ける。また、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては毅然とした態度で臨み、一切の関係を遮断・排除し、警察、弁護士等の外部専門機関と連携し組織的に対応する。

②　取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理は、「社内文書管理規程」に従って行い、取締役は必要に応じて閲覧できるものとする。

③　損失の危険の管理に関する規程その他の体制

損失の危険の管理は、「リスク管理規程」等の規程類を整備し、社内研修等を通じて必要な対策を講じ、迅速な対応が可能な体制の整備に努める。特に法令遵守、情報セキュリティ、地震・風水災害対応などについてはそれぞれ規程・マニュアル等を制定し、周知徹底を図る。また、代表取締役社長が直轄する内部監査室は「内部監査規程」に基づき定期的に業務監査を行い、改善すべき問題点があれば直ちに勧告し、その改善状況をチェックする。

④　取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役の職務の執行が効率的に行われることを目的として、定例取締役会を月１回、必要に応じて臨時取締役会を随時開催することとし、業務執行に係る重要な意思決定を行うとともに、取締役は職務の執行状況を「取締役会規程」に則り取締役会に報告又は説明するとともに、他の取締役の職務執行を相互に監視・監督する。また、取締役会の意思決定に基づく業務の執行については「業務分掌規程」「職務権限規程」等の規程に従い、業務の効率性を高める。

⑤　監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び取締役からの独立性に関する事項

監査役が、その職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、当該使用人を配置するものとする。当該使用人はその職務に関して、監査役の指揮命令に従うものとし、当社取締役の指揮命令を受けないものとする。また、その旨を当社の役員及び使用人に周知徹底する。

⑥　取締役及び使用人が監査役に報告するための体制及びその他監査役への報告に関する体制並びに報告した者が不利益な取扱いを受けないことを確保するための体制

取締役及び使用人は、会社に著しい損失を及ぼす恐れがある事実を知った時、又は、職務執行に関して不正な行為、法令・定款に違反する重大な事実を発見した時は、速やかに監査役に報告する。また、監査役は必要に応じて取締役及び使用人に対し報告を求めることができる。なお、取締役及び使用人からの監査役への報告については、通報内容を秘密として保持するとともに、当該報告をしたことを理由として通報者に対する不利益な取扱いを禁止し、その旨を当社の取締役及び使用人に周知徹底する。

⑦　監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該業務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の執行によって生ずる費用を請求した場合は、速やかにその請求に応じる。通常の監査費用以外に、緊急の監査費用、専門家を利用する新たな調査費用が発生する場合においては、監査役は担当取締役に事前に通知するものとする。

⑧　その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、取締役会、その他重要な会議に出席し、必要な助言又は勧告を行う。また、定期的に代表取締役社長と意見交換を行い、必要に応じて取締役及び使用人と疎通を図るとともに、内部監査担当者、会計監査人と情報・意見交換等を行うための会合を定期的に開催し、緊密な連携を図る。

⑵ **業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要**

① 内部統制システム全般

当社では、「内部統制基本方針」に基づき、取締役及びアルバイトを含む全従業員のコンプライアンスに関する知識や意識向上のため、研修会等の教育・普及活動を実施しております。また、コンプライアンス規程、内部通報規程、リスク管理規程、業務分掌規程等を定め、当社の取締役及び全従業員が常時閲覧できる環境を整備し、内部統制システム全般の周知徹底を図っております。

② コンプライアンス

当社は、法令遵守と倫理に基づいた企業行動を行うため、コンプライアンス規程に基づき、コンプライアンス委員会を適時開催しております。コンプライアンス委員会では、コンプライアンスの状況を適時チェックするとともに、その遵守の重要性を繰り返し伝え周知徹底しております。コンプライアンス委員会の活動については、取締役会に報告されております。

③ 取締役の業務執行

当社は、取締役会を定期的に月1回開催するほか、迅速な意思決定が必要な事項が生じた場合には、適宜、臨時取締役会を開催しております。当社は社外取締役を2名選任し、取締役会を通じて社外取締役からの発言が積極的に行われる機会を設けることで監督機能の強化をしております。

④ 監査役の業務執行

当社は、監査役会を定期的に月1回開催するほか、重要な事項が発生した場合には、必要に応じて臨時監査役会を開催しております。監査役会では、取締役会の意思決定の適法性について意見交換を行うほか、常勤監査役から取締役等の業務執行状況について報告を行い監査役会としての意見を協議・決定しております。当社の監査役は、取締役会や重要な会議に出席し、経営監督機能を担うとともに、内部監査室や会計監査人と緊密に連携することで、監査の精度を高めております。

7．会社の支配に関する基本方針

当社では、財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については特に定めておりません。

貸借対照表

(2021年12月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		**(負債の部)**	
流動資産	**1,529,822**	**流動負債**	**311,851**
現金及び預金	802,547	買掛金	107,057
売掛金	597,699	未払金	30,074
仕掛品	104,141	未払費用	15,052
前払費用	24,492	未払法人税等	89,172
その他	941	未払消費税等	45,094
固定資産	**569,075**	前受金	13,691
有形固定資産	**87,590**	預り金	11,665
建物	51,202	その他	43
工具、器具及び備品	36,388	**固定負債**	**80,930**
無形固定資産	**229,447**	退職給付引当金	80,930
電話加入権	153	**負債合計**	**392,782**
ソフトウエア	229,293	**(純資産の部)**	
投資その他の資産	**252,036**	**株主資本**	**1,711,957**
投資有価証券	90,972	**資本金**	**311,442**
長期前払費用	4,948	**資本剰余金**	**301,442**
繰延税金資産	42,288	資本準備金	301,442
敷金及び保証金	113,827	**利益剰余金**	**1,099,512**
		その他利益剰余金	1,099,512
		繰越利益剰余金	1,099,512
		自己株式	**△438**
		評価・換算差額等	**△5,842**
		その他有価証券評価差額金	**△5,842**
資産合計	**2,098,897**	**純資産合計**	**1,706,115**
		負債純資産合計	**2,098,897**

損 益 計 算 書

（2021年１月１日から
2021年12月31日まで）

（単位：千円）

科目	金	額
売上高		**2,553,687**
売上原価		**1,853,946**
売上総利益		**699,740**
販売費及び一般管理費		**411,831**
営業利益		**287,909**
営業外収益		
受取利息	27	
受取配当金	1,017	
有価証券売却益	293	
受取家賃	558	
その他	84	1,980
営業外費用		
その他	693	693
経常利益		**289,197**
特別損失		
情報セキュリティ対策費	13,977	13,977
税引前当期純利益		**275,219**
法人税、住民税及び事業税	98,012	
法人税等調整額	△12,757	85,254
当期純利益		**189,965**

株主資本等変動計算書

（2021年１月１日から
2021年12月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	307,098	297,098	297,098	926,359	926,359	△438	1,530,117
当期変動額							
剰余金の配当				△16,812	△16,812		△16,812
新株の発行（新株予約権の行使）	4,343	4,343	4,343				8,686
当期純利益				189,965	189,965		189,965
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）							－
当期変動額合計	4,343	4,343	4,343	173,153	173,153	－	181,839
当期末残高	311,442	301,442	301,442	1,099,512	1,099,512	△438	1,711,957

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	△668	△668	1,529,449
当期変動額			
剰余金の配当			△16,812
新株の発行（新株予約権の行使）			8,686
当期純利益			189,965
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△5,174	△5,174	△5,174
当期変動額合計	△5,174	△5,174	176,665
当期末残高	△5,842	△5,842	1,706,115

個別注記表

1．重要な会計方針に係る事項に関する注記

⑴ 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの	決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
時価のないもの	移動平均法による原価法

② たな卸資産の評価基準及び評価方法

仕掛品	個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

⑵ 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産	定率法を採用しております。ただし、2016年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法によっております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物　８年～18年 工具、器具及び備品　４年～15年
② 無形固定資産	定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間（３～５年）に基づいております。

⑶ 引当金の計上基準

① 貸倒引当金	債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。なお、当事業年度末の残高はありません。
② 退職給付引当金	従業員の退職給付に備えるため、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を採用しております。

⑷ その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理	消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

2．表示方法の変更に関する注記

（「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用）

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号　2020年3月31日）を当事業年度から適用しております。

3．会計上の見積りに関する注記

記載すべき重要な事項はありません。

4．追加情報

（新型コロナウイルス感染症の拡大の影響に関する会計上の見積り）

新型コロナウイルス感染症の影響について、その収束時期を予測することは困難でありますが、翌事業年度以降も一定期間継続するものと仮定し、繰延税金資産の回収可能性等の会計上の見積りを行った結果、当事業年度における見積りに重要な影響を与えるものではないと判断しております。

なお、新型コロナウイルス感染症による影響は不確定要素が多く、今後の状況の変化によっては、翌事業年度以降の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

5．貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額　　46,115千円

6．株主資本等変動計算書に関する注記

⑴　発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	3,362,700株	68,400株	－株	3,431,100株

（注）新株予約権の行使による増加であります。

⑵　自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	226株	－株	－株	226株

⑶　剰余金の配当に関する事項

①　配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2021年3月26日定時株主総会	普通株式	16,812千円	5.0円	2020年12月31日	2021年3月29日

②　基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度になるもの

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2022年3月30日定時株主総会	普通株式	利益剰余金	51,463千円	15.0円	2021年12月31日	2022年3月31日

⑷ 当事業年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式　17,100株

7．金融商品に関する注記

⑴ 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社は、事業活動を行うために必要な運転資金は自己資金で充当しており、一時的な余資は短期的な預金等により運用しております。なお、デリバティブ取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

敷金及び保証金は、主に事業所の建物に関する賃貸借契約に基づくものであり、賃貸人の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金は、そのほとんどが１か月以内の支払期日であります。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

・信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、営業債権、敷金及び保証金について、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

・市場リスクの管理

投資有価証券については、時価及び発行会社の財務状況等を把握し、保有状況を継続的に見直しております。

・資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部署からの報告に基づき経理部門が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

⑵ 金融商品の時価等に関する事項

2021年12月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次のとおりであります。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額（*）	時価（*）	差額
① 現金及び預金	802,547	802,547	－
② 売掛金	597,699	597,699	－
③ 投資有価証券			
その他有価証券	41,019	41,019	－
④ 敷金及び保証金	112,896	99,041	△13,855
⑤ 買掛金	(107,057)	(107,057)	－

（*）負債に計上されているものについては、（ ）で示しております。

(注１) 金融商品の時価の算定方法に関する事項

① 現金及び預金　並びに② 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

③ 投資有価証券

投資有価証券の時価は、取引所の価格によっております。

④ 敷金及び保証金

敷金及び保証金の時価については、将来キャッシュ・フローに信用リスクを加味した利率により割り引いた現在価値により算定しております。

⑤ 買掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注２) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区　　分	貸借対照表計上額
非上場株式	49,953
敷金及び保証金	931

これらについては、市場価格がない、或いは返還時期の見積りが困難であるため、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価開示の対象としておりません。

8．税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
未払金	3,372千円
未払事業税	5,700千円
未払事業所税	782千円
一括償却資産	3,368千円
敷金及び保証金	2,093千円
退職給付引当金	24,780千円
その他有価証券評価差額金	2,578千円
繰延税金資産合計	42,676千円
繰延税金負債	
前払費用	△388千円
繰延税金負債合計	△388千円
繰延税金資産の純額	42,288千円

9．1株当たり情報に関する注記

⑴ 1株当たりの純資産額	497円28銭
⑵ 1株当たりの当期純利益	56円34銭

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年２月15日

株式会社トレードワークス
　取締役会　御中

監査法人シドー
横浜事務所

指定社員 業務執行社員　公認会計士　五百蔵　豊　㊞

指定社員 業務執行社員　公認会計士　藤田和重　㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社トレードワークスの2021年1月1日から2021年12月31日までの第24期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・　計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、2021年１月１日から2021年12月31日までの第24期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2．監査の結果

(1)　事業報告等の監査結果

①　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2)　計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人監査法人シドーの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年２月17日

株式会社トレードワークス　監査役会

常勤監査役　森山　武彦　㊞

監査役　高橋　雅之　㊞

監査役　松島　秀也　㊞

（注）常勤監査役森山武彦、監査役高橋雅之及び松島秀也は、会社法第２条第16号及び第335条第３項に定める社外監査役であります。

以　上

株主総会参考書類

第１号議案　剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当期の期末配当につきましては、当期の業績及び今後の事業展開を勘案いたしまして以下のとおりといたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類
　　金銭

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
　　当社普通株式１株につき金１５円　総額は51,463,110円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日
　　2022年３月31日

第２号議案　定款一部変更の件

１．提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第１条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

(1) 変更案第17条第１項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
(2) 変更案第17条第２項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
(3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第17条）は不要となるため、これを削除するものであります。
(4) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

２．変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更部分を示しております。）

現　　行　　定　　款	変　　更　　案
(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) 第17条　当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。	(削　　除)

現　　行　　定　　款	変　　更　　案
	（電子提供措置等）
（新　　設）	第17条　当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。
	2　当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。
（新　　設）	（附則）
	（株主総会資料の電子提供に関する経過措置）
（新　　設）	第１条　変更前定款第17条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除および変更後定款第17条（電子提供措置等）の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。
	2　前項の規定にかかわらず、2022年9月1日から６か月以内の日を株主総会の日とする 株主総会については、変更前定款第17条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）は、なお効力を有する。
	3　本条の規定は、2022年9月1日から６か月を経過した日または前項の株主総会の日から３か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

第３号議案　取締役2名選任の件

取締役2名は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役2名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
1 再任	加藤雅也 (1978年12月13日)	2006年10月　当社入社 2019年４月　当社金融ソリューション第二部長 2020年３月　当社取締役金融ソリューション事業副部長（現任）	15,300株
	【取締役候補者とした理由】 加藤雅也氏は、当社において長年にわたり、主に金融システムの開発、保守業務に携わり、現場に精通した豊富な経験・知識を有するとともに、2020年より当社取締役としての経営経験も有しております。これらの経験により当社の重要な意思決定機能を強化することが期待され、当社取締役として適任であると判断し、引き続き選任をお願いするものであります。		
2 再任 社外 独立	引間多美 (1979年12月11日)	2002年４月　株式会社ジェイティービー入社 2006年４月　司法書士登録 2006年４月　セブン合同事務所入所 2007年８月　相馬司法事務所入所 2010年３月　引間司法書士事務所開設　所長（現任） 2017年６月　株式会社ミクリード社外監査役（現任） 2020年３月　当社社外取締役（現任） （重要な兼職の状況） 引間司法書士事務所所長 株式会社ミクリード社外監査役	－
	【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 引間多美氏は、司法書士ならびに上場企業の社外監査役として培われた見識と豊富な経験を有しており、当社取締役会において専門的な助言・監督を行っております。引き続き専門的見地から取締役の職務執行に対する助言・監督を行っていただくことを期待し、選任をお願いするものであります。なお、同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役として、その職務を適切に遂行することができるものと判断しております。		

（注）１．各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

2．引間多美氏は、社外取締役候補者であります。
3．当社は、引間多美氏との間で会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としており、同氏の再任が承認された場合は、当該契約を継続する予定であります。
4．引間多美氏は現在、当社の社外取締役でありますが、その在任期間は、本総会終結の時をもって２年となります。
5．当社は、引間多美氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。同氏の再任が承認された場合は、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定であります。

第４号議案　補欠監査役１名選任の件

2021年３月26日開催の第23期定時株主総会において補欠監査役に選任されました下田一夫氏の選任の効力は、本総会開始の時までとされておりますので、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役１名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠の監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名（ふりがな） (生年月日)	略歴 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
下田一夫（しもだかずお） (1945年10月31日)	1964年４月　広島国税局入局 1965年３月　東京国税局入局 2005年８月　下田一夫税理士事務所代表（現任） 2021年３月　当社補欠監査役（現任） （重要な兼職の状況） 下田一夫税理士事務所代表	－
	【補欠監査役候補者とした理由】 下田一夫氏は、長年にわたり東京国税局の要職を歴任し、また、税理士の資格を有しており、その高度な専門的知識を当社の監査体制に反映していただくことを期待したためであります。なお、同氏は、直接経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により、社外監査役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。	

（注）１．候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

２．下田一夫氏は、補欠の社外監査役候補者であります。

３．下田一夫氏が監査役に就任した場合には、当社は同氏との間で会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額といたします。

以　上

株主総会会場ご案内図

会　場　東京都新宿区市谷八幡町８番地ＴＫＰ市ヶ谷ビル
ＴＫＰ市ヶ谷カンファレンスセンター
９階　「バンケットホール９Ａ」

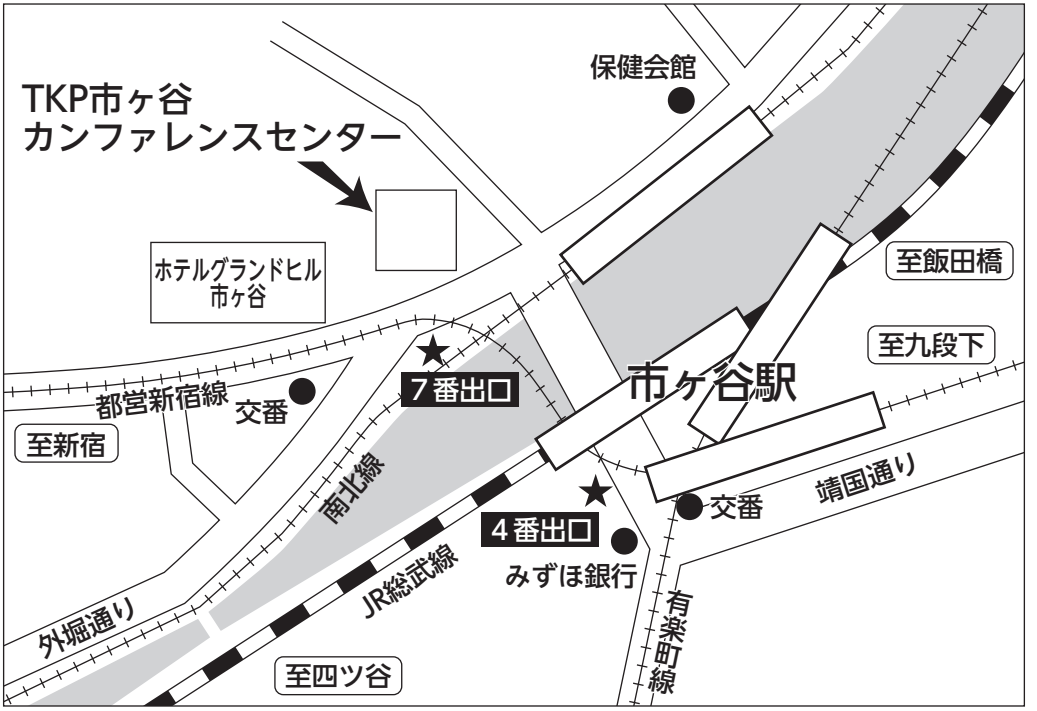

■交 通 機 関
- ●東京メトロ有楽町線・南北線「市ヶ谷駅」７番出口から徒歩１分
- ●都営地下鉄新宿線「市ヶ谷駅」４番出口から徒歩２分
- ●JR線「市ヶ谷駅」から徒歩２分

※　ご来場には公共交通機関をご利用ください。

UD FONT
見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。